

改 正 前	改 正 後
<p data-bbox="136 323 584 355">3 - 3 貸金業務取扱主任者関係</p> <p data-bbox="136 363 1122 435">貸金業者に対する法第3章の2の規定に係る監督に当たっては、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p data-bbox="136 483 779 515">3 - 3 - 1 貸金業務取扱主任者制度の適正な運営</p> <p data-bbox="159 523 1122 595">法第24条の7の規定に係る監督に当たっては、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p data-bbox="159 603 1122 754">(1) 債務者等から苦情が寄せられた場合は、申出人の意向を確認させるなどの方法により事実を確認させ、業務体制の見直しを行わせるなど、貸金業務取扱主任者をして、当該営業所等の従事者に対し、法令を遵守させ、業務を適正に実施させるよう、貸金業者を監督するものとする。</p> <p data-bbox="159 762 1122 834">(2) 法第24条の7第8項に規定する2週間以内の届出については、規則第26条の26第2項の書面を貸金業者が受領した日を起算日とする。</p> <p data-bbox="159 842 1122 994">(3) 規則(平成15年内閣府令第95号)附則第3条第2項に規定する「新貸金業規制法施行規則第26条の26第1項第1号に掲げる事項に関する研修」とは、全国貸金業協会連合会が行った「金融取引管理者認定研修」とする。</p>	<p data-bbox="1146 323 1594 355">3 - 3 貸金業務取扱主任者関係</p> <p data-bbox="1146 363 2132 435">貸金業者に対する法第3章の2の規定に係る監督に当たっては、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p data-bbox="1146 483 1792 515">3 - 3 - 1 貸金業務取扱主任者制度の適正な運営</p> <p data-bbox="1169 523 2132 595">法第24条の7の規定に係る監督に当たっては、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p data-bbox="1169 603 2132 754">(1) 債務者等から苦情が寄せられた場合は、申出人の意向を確認させるなどの方法により事実を確認させ、業務体制の見直しを行わせるなど、貸金業務取扱主任者をして、当該営業所等の従事者に対し、法令を遵守させ、業務を適正に実施させるよう、貸金業者を監督するものとする。</p> <p data-bbox="1169 762 2132 834">(2) 法第24条の7第8項に規定する2週間以内の届出については、規則第26条の26第2項の書面を貸金業者が受領した日を起算日とする。</p> <p data-bbox="1169 842 2132 1042">(3) 規則(平成15年内閣府令第95号)附則第3条第2項に規定する「新貸金業規制法施行規則第26条の26第1項第1号に掲げる事項に関する研修」とは、全国貸金業協会連合会が行った「金融取引管理者認定研修」又は <u>日本クレジット産業協会が行った「クレジット債権管理士研修」とする。</u></p>